

平成二十九年厚生労働省令第百十七号

厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第五条の規定に基づき、厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第五条に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 居室の床面積は、宿泊者一人当たり三・三平方メートル以上を確保すること。

定期的な清掃及び換気を行うこと。

附 則

この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。